

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年5月1日現在>

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

管理者 荒井 理恵子 山下 由美子

石井 久枝 富永 育代

電話 048-590-6470

受付時間 月曜日～金曜日8:30～17:30

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 きたもと寿苑指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所きたもと寿苑
所在地	北本市二ツ家3丁目113-3
介護保険指定番号	埼玉県 1175300738
サービスを提供する地域	北本市、桶川市、上尾市大字南、久保、上、西門前、中妻、井戸木、泉台、藤波

* 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

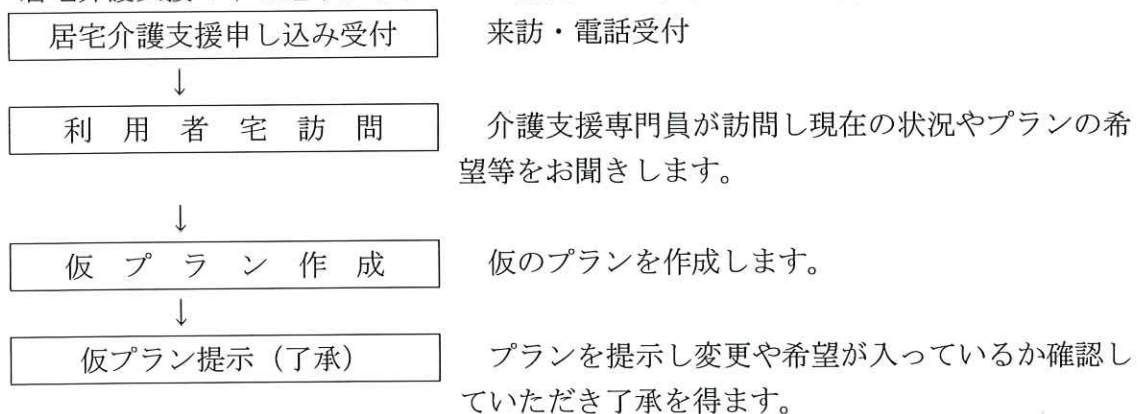
	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名(兼務)		1名(兼務)
介護支援専門員	介護福祉士	3名		3名
	ホームヘルパー2級	名		名

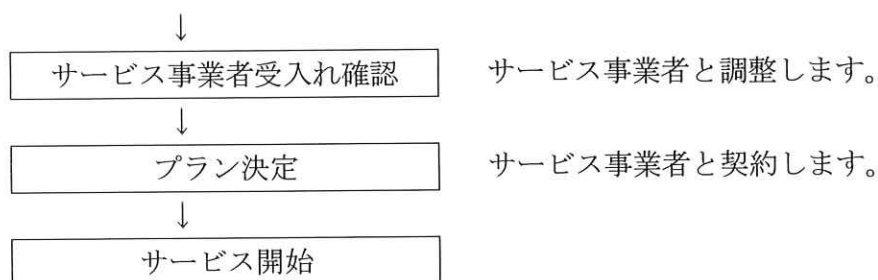
(3) 営業日及び営業時間

月～金曜(1月1日～3日除く)	午前8時30分～午後5時30分
-----------------	-----------------

* 緊急連絡先 048-590-6470 (必要に応じて24時間連絡対応致します)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容





4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定又は要支援認定を受けている方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

【居宅介護支援費Ⅰ】

(Ⅰ) 取り扱い件数45件未満

(要介護1・2)	11,316円/月
(要介護3・4・5)	14,702円/月

(Ⅱ) 取り扱い件数45件以上60件未満

(要介護1・2)	5,668円/月
(要介護3・4・5)	7,335円/月

(Ⅲ) 取り扱い件数60件以上

(要介護1・2)	3,396円/月
(要介護3・4・5)	4,397円/月

【居宅介護支援費Ⅱ】

(Ⅰ) 取り扱い件数50件未満

(要介護1・2)	11,316円/月
(要介護3・4・5)	14,702円/月

(Ⅱ) 取り扱い件数50件以上60件未満

(要介護1・2)	5,491円/月
(要介護3・4・5)	7,116円/月

(Ⅲ) 取り扱い件数60件以上

(要介護1・2)	3,292円/月
(要介護3・4・5)	4,272円/月

【加算】

- ・特定事業所加算
 - 特定事業所加算（Ⅰ） 5,407円／月
 - 特定事業所加算（Ⅱ） 4,386円／月
 - 特定事業所加算（Ⅲ） 3,365円／月
 - 特定事業所加算（A） 1,187円／月
 - 特定事業所医療介護連携加算 1,302円／月
 - ・入院時情報連携加算
 - 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605円／月
 - 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084円／月
 - ・退院・退所加算
 - 退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,689円／月
 - 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,252円／月
 - 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,252円／月
 - 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7,815円／月
 - 退院・退所加算（Ⅲ） 9,378円／月
 - ・初回加算 3,126円／月
 - ・通院時情報連携加算 521円／月
 - ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084円／月
 - ・ターミナルケアマネジメント加算 4,168円／月
- ※地域区分が6級地となり1単価あたり10.42円での計算になります。

【交通費】

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 200円
- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円

（2）解約料

ケアプラン作成以降、お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。但し加算の算定状況により金額が変更になる場合があります。

要介護1・2	11,316円
要介護3・4・5	14,702円

（3）その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、口座引き落としのどちらかを選べます。

5 サービスの利用開始等

(1) サービスの開始

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成し、以下の事について説明を求める事が出来ます。

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること。
- ・居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めること。
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下（1）において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（別紙参照）。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただければ、いつでも解約することができます。

② 当法人のご都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ お客様やご家族などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 虐待防止に関する事項

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

7 サービス内容に関する苦情

・お客様苦情・要望・相談窓口

居宅介護支援に関する苦情、要望、相談等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 048-590-6470 荒井 理恵子 山下 由美子

石井 久枝 富永 育代

24時間連絡が取れる体制を確保しております。

8 その他

当事業所以外に、市町村の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 北本市役所 健康推進部高齢介護課 048-591-1111(代)

- ② 桶川市役所 高齢介護課 048-786-3211(代)

- ③ 上尾市役所 健康福祉部高齢介護課 048-775-5111(代)

- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係

(苦情相談専用) 048-824-2568

- ⑤ 他市町村、他府県 住所地の市町村役場、各府県の介護保険担当課窓口にご
相談ください。